

組長の主な仕事

はすが丘自治会

☆ 組長の任期は、自治会総会から次年度の総会までです。

☆ 各区長から行事等開催にあたり事前にお問い合わせがあるのでよろしくお願いします ☆わからないことは区長に聞いて下さい（区長不在中で急ぐ場合は事務局役員に聞いて下さい）

☆ 役員通信費として、年間 1,000 円補填します。また組活動に伴う必要な経費は区長に申し出て下さい。

組長の任務会則第 19 条・・・組長は組居住者を代表して組長会に出席し、役員会と組会員の連絡、ならびに組内の世話に当たる。

【主な仕事内容】

1 回覧物の発信・お知らせ等の配布 随時区長より依頼があります。

なお、はすが丘ニュースなど全戸配布のものは、特に事情のある場合を除き、原則として各戸に配布してください。

2 夏祭り、秋祭りへの子供の参加者調査し（回覧ではなく個別に家庭訪問）、区長に届ける

3 敬老の日に合わせて「お祝品」を配るため対象者の調査をします。調査票の配布と回収をお願いします。

4 集金：集金したら区長に届ける ―（１）～（５）は納付期限を守ってください

5～6 月

（１）自治会費：（ほとんどの組は 1 年分を集めますが、半年の組もあります。半年分の組は 10 月に後の分を集金してください。）

自治会費を集めるにあたっては、会員名簿のある組については、名簿に修正がある場合は名簿に修正箇所を示したうえで、集めた会費とともに区長に届けてください。修正後の名簿を後日お渡しいたします。

会員名簿のない組にあっては、会費納入者のリストと会費を区長に届けてください。

（２）赤十字募金：自治会費と一緒に集めてください（募金する意思があるか確認してください。

募金袋には氏名を書く欄がありますが、記入の必要はありません。）

（３）公衆衛生推進協議会の募金：2020 年度まで自治会費の中から 1 戸当たり 50 円を支出していましたが、募金を自治会費として徴収することは不適切との指摘があり、2021 年度から別途集めることにしました。自治会費と一緒に集めてください（募金は任意で、金額も任意です。）

10 月

（４）秋祭特別寄付：会員 1 戸当たり 500 円お願いしています。寄付は任意です。

（５）赤い羽根募金：10 月に集金（募金する意思があるか確認してください。募金袋には氏名を書く欄がありますが、記入の必要はありません。）

転入者があった場合

(6) 自治会館運営基金：持ち家の転入者が会員になる時、10,000円拠出をお願いしてください。拠出依頼の書類は区長からもらってください。(詳しくは別紙)

(7) 自治会費：転入者が会員になるとき(1～14日転入はその月分も、15日以後は翌月分から)
【お願い】 集金したら速やかに区長に届けてください(できるだけ硬貨は紙幣にまとめて)

- 5 専門部のどれかに所属し、部としての活動に参加していただきます。(各区4名選出)
- 6 会員家族に弔事ある時、自治会から香典5,000円がでます。領収証をもらって区長に立て替えてもらいます。もし家族葬などで遺族の領収証入手困難な場合は組長の支出証明で代用してもよい
- 7 転出者への自治会費前納分は立て替えて返還(転出が当月1～14日はその月分は返還する)
本人に自治会あての領収証をもらって区長を通じて会計に請求してください
- 8 福祉バザーへの物品拠出の依頼(ちらし、回覧等)、収集し、区長に届けてください(2月)
- 9 イベント準備・運営への積極的な参加をお願いします。(区長・専門部部長からの依頼を含め、行事等の円滑な運営のため積極的に参加してください。)
夏祭、秋祭、とんど、敬老祝賀会、太田川クリーンキャンペーン、など。特に、専門部の部員になっていない方は、積極的に協力してください。
- 10 転入者で自治会に加入された方の家に小学生がおられれば、子ども会の加入を勧めるとともに、区長に連絡してください。
- 11 年度の終わりには、各組のしきたりに従い次期組長を選出し、区長に報告して下さい